

# 【交通遺児援護基金のご案内】

①千葉県社会福祉協議会及び②柏市社会福祉協議会では、交通事故で親御さんを亡くされたお子さんを援護・激励する目的で、交通遺児援護基金を設置しております。各基金により交通遺児（世帯）に対して、次のとおり援護金等を支給していますのでご案内します。

なお、この基金の財源は、市民の皆様や企業・団体からの寄附によるものです。

## ①千葉県社会福祉協議会が実施しているもの

○対象

陸上の交通事故により、親かそれに代わる方を亡くされた18歳未満の遺児（世帯）。ただし、再婚等により亡くなられた方に代わる方がいる場合は対象外。

○援護金の内容

(1) 見舞金

- ・事故発生後1年以内の遺児：1人目は100,000円、2人目からは50,000円加算

(2) 勉学奨励金

- ・この春小学校入学を迎える遺児：1人につき30,000円
- ・この春中学校入学を迎える遺児：1人につき30,000円

(3) 激励金

- ・この春中学校卒業を迎える遺児：1人につき60,000円
- ・この春高校卒業を迎える遺児：1人につき60,000円

(4) 受験費用助成金

- ・対象となる高等学校等の受験料：50,000円（上限）
- ・対象となる大学等の受験料：100,000円（上限）

※交付の方法は、お住まいの地区の担当民生委員を通じての手渡しになります。

※内容が変更される場合もありますので、その際にご容赦下さい。

## ②柏市社会福祉協議会が実施しているもの

○対象

交通事故を原因として、柏市遺児等養育手当を受けている遺児（世帯）。

義務教育終了前までの遺児。 ※交付の方法は、銀行口座への振り込みとなります。

○援護金の内容

(1) 援護金：遺児1人につき40,000円（年1回）

(2) 高等学校入学支度金：遺児1人につき50,000円（学校教育法に基づく高等学校相当に入学するとき）

## ◎受付期間

令和2年度分の受付は、①の(4)受験費用助成金を除き、令和3年1月4日（月）から令和3年1月29日（金）までとなり、受験費用助成金は、令和3年2月1日（月）から令和3年2月26日（金）となります。ただし、①の(1)見舞金は、事故後1年以内の申請が条件となりますので、期間に関係なく受け付けます。※申請書は下記問い合わせ先にて配付しています。

【お問い合わせ】 (福)柏市社会福祉協議会 総合相談支援担当  
〒277-0005 柏市柏5-11-8 電話04-7163-1234 FAX04-7163-9199